

岩手県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第658号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年5月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市箱石及び川内地内
- 2 実施した期間 令和3年9月1日から令和4年3月18日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量